

## 申請時必要書類リスト

	必要書類
<input type="checkbox"/>	①補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	②見積書（100万円以上の場合は2者以上）（有効期限に余裕のあるもの）
<input type="checkbox"/>	③見積書の徴収の相手が市内事業者であることが確認できる書類（100万円以上の場合は2者以上） （法人登記の写しや有資格者名簿の写し）
<input type="checkbox"/>	④見積書の徴収の相手が建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可等を有していることを証する書類（100万円以上の場合は2者以上）
<input type="checkbox"/>	⑤建築年次と求積の根拠（建築確認通知書の写しや台帳記載証明書）
<input type="checkbox"/>	⑥現況写真（可能な限り東西南北から4方向）
<input type="checkbox"/>	⑦建築物の所有者が分かる書類（登記簿謄本（全部事項証明書）の原本）
<input type="checkbox"/>	⑧建築物の固定資産税及び都市計画税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書の原本）
<input type="checkbox"/>	⑨耐震診断の結果が分かる書類（市の耐震診断結果の写し）、倒壊等のおそれのある空家であることを証する書類又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」及びこれの根拠となる写真
<input type="checkbox"/>	⑩本人確認ができる書類（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）
<input type="checkbox"/>	⑪関係権利者同意書（第2号様式）＊場合により必要（所有者が複数人いる場合）
<input type="checkbox"/>	⑫委任状（手続き関係を除却工事業者等に委任する場合）＊場合により必要
<input type="checkbox"/>	⑬過去2年間所有者全員およびその世帯員全員が非課税であることが分かる書類 （世帯員確認届出書（第3号様式）、課税（非課税）証明書の原本、住民票の原本） ※非課税世帯区分の場合に提出が必要な書類

### ①補助金交付申請書（第1号様式）

◇建物の所有者本人からの申請が必要です。必要事項をご記入ください。

◇第2面「4 除却工事に要する費用及び補助金」の補助限度単価の算出における延べ面積は原則、確認通知書（台帳記載証明書）の延べ面積を根拠とします。

### ②見積書

◇税込みで100万円以上の場合は2者以上の見積書が必要です。2者以上見積書を準備される場合は、見積書の項目をそろえてください。また、交付決定通知（書類審査）後、見積金額が低い方の事業者との契約となります。見積金額が高い方の事業者とは契約できませんのでご注意ください。

◇見積書に有効期限がある場合は、審査期間に一月ほどかかりますので、審査期間中に有効であるようにしてください。

◇見積書の宛名は申請者本人である必要があります。

**③見積書の徴収の相手が市内事業者であることが確認できる書類**

◇「法人登記の写し（申請日から1年以内）」、「有資格者名簿の写し」又は「国税庁法人番号公表サイトの写し」をご提出ください。

◇2者以上見積書を準備される場合は、全ての事業者分の証明書の書類をご用意ください。

【参考】

所在地区分が「市内」で、工種が「土木」、「建築」、「解体」のいずれかの登録を受けている事業者が対象です。

（本店または主たる事務所の所在地が「横浜市内」である事業者が対象です。）

**④見積書の徴収の相手が建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可等を有していることを証する書類**

◇国土交通省または神奈川県知事の土木工事業・建築工事業または解体工事業のいずれかの許可を受けていることを証する書類、または、建設リサイクル法第21条により、神奈川県の「解体工事業の登録」を受けていることが分かる書類を提出してください。

◇2者以上見積書を準備される場合は、全ての事業者分の証明書の書類をご用意ください。

【参考】

（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「解体工事業」のいずれかの登録を受けている事業者が対象です。）

**⑤建築年次と求積の根拠（建築確認通知書の写しや台帳記載証明書）**

◇台帳記載証明書は、よこはま建築情報センター（市庁舎2F）で入手できます。

（建築確認通知書がなく、建築確認申請台帳記載証明書も入手出来ない場合はご相談ください。）

**⑥現況写真（可能な限り東西南北から4方向）**

◇可能な限り東西南北から4方向から写真を撮影してください。また撮影位置を図示してください。

**⑦建築物の所有者が分かる書類（登記簿謄本（全部事項証明書）の原本）**

◇申請日から3か月以内の原本を提出してください。建築物の登記簿謄本（全部事項証明書）は法務局で入手できます。

◇建物の所在地及び所有者が確認できない場合には、別途書類が必要となります。

建物の登記簿謄本の所有者が現在の所有者と異なる場合、未登記の場合、直近に売買をした場合及び相続された場合は、下記の書類が必須です。詳細は事前にお問い合わせください。

・未登記の場合・・・固定資産税課税台帳登録事項証明書（区役所税務課で取得できます。）、  
建物所有者報告書（任意様式）

・売買の場合・・・売買契約書の写し

・相続の場合・・・法定相続情報（法務局で取得できます。）

建物所有者報告書（任意様式）

⑧市税（固定資産税及び都市計画税）の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書の原本）

◇申請建物に係る固定資産税及び都市計画税のそれぞれ2年間分の納税証明書をご用意ください。また、原本を提出してください。納税証明書は各区の税務課で入手できます。

なお、2年間分とは、申請年度の**前年度、前々年度**の証明書です。

例えば、令和6年度の申請をされた場合は、「令和5年度分」「令和4年度分」の2年間分です。直近2年以内に対象建築物を購入され、納税証明書の発行が出来ない場合はご相談ください。

⑨耐震診断の結果が分かる書類（市の耐震診断結果の写し）、倒壊等のおそれのある空家であることを証する書類又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」及びこれの根拠となる写真

◇以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・市（建築防災課）の耐震診断を実施し、その結果、**耐震性が低い（上部構造評点1.0未満である）結果であることが分かる書類**
- ・市（建築指導課）へ事前相談票を提出した結果、**倒壊等のおそれのある空家と判定されたことを証する書類**
- ・「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」にて、**倒壊の危険性があると判断できる結果であることが分かる書類**

（調査票のⅢにて、一見して倒壊の危険性があると判断できる項目に該当する場合は、それが分かる写真も提出してください。写真で確認ができない場合は、職員が訪問し、確認させていただく場合があります。）

⑩本人が確認できる書類（免許証、保険証等）（マイナンバーカードは除く）

◇窓口に来庁時に本人確認書類（免許証、保険証等）の提示をしてください。

◇郵送の場合や他の方に手続きを委任する場合は、申請者本人の本人確認書類（免許証、保険証等）の写しのご提出が必要となります。また、手続きを委任した場合は、委任を受けた者の本人確認書類についても提示してください。

◇マイナンバーカードやマイナンバーを含む書類での受付はできませんのでご注意ください。

※本人が確認できましたら本人確認書類の写し等は破棄いたします。

⑪関係権利者同意書（第2号様式）\*場合により提出が必要

◇建物の所有者が複数名いる場合、申請者以外の全ての所有者の同意が必要ですので関係権利者同意書を提出してください。

⑫委任状（手続き関係を除却工事業者等に委任する場合）\*場合により提出が必要

◇申請手続きを、他の者に委任する場合に提出してください。

<非課税世帯区分で申請する場合に必要な書類>

⑬過去2年間所有者全員およびその世帯員全員が非課税であることが分かる書類

◇非課税世帯の場合、世帯員確認届出書（第3号様式）、課税（非課税）証明書の原本、住民票の原本の提出してください。

◇課税（非課税）証明書は原本を提出してください。各区の税務課で入手できます。（**建物所有者とその世帯員全員分が必要**です。）

また、過去2年間とは、申請日が「4月1日から6月30日の場合は、前年度、前々年度の証明書」「7月

**1日から3月31日の場合は、当該年度、前年度の証明書」となります。**

例えば、申請日が令和6年4月1日から6月30日までの場合は、「令和5年度（令和4年分）」「令和4年度（令和3年分）」の2年間です。令和6年7月1日から12月31日までの場合は、「令和6年度（令和5年分）」「令和5年度（令和4年分）」の2年間です。

◇住民票は申請日から3か月以内の原本を提出してください。また、マイナンバーの記載がないものを提出してください。各区の戸籍課で入手できます

※非課税区分とは、3か月以内に申請者の居住地から住民票を異動させた者がいる場合は、その者も非課税である必要があります。